令和3年度の産業教育設備の整備に係る地方財政措置について



概要

- 公立高等学校の産業教育設備整備にかかる経費は、「産業教育振興法」(昭和26年法律第228号)等に基づき、国の補助金により支援していたが、平成17年度の三位一体改革により一般財源化され、以降一定水準の地方交付税措置が講じられている。
- 設備の老朽化による更新需要等の理由から、自治体における整備額は年々上昇している。
- 産業界においては、デジタルトランスフォーメーション等による設備のデジタル化の流れが一層加速することが 予想される。
- 以上を踏まえ、地域の産業を担う人材育成を支える<u>専門高校においても、より時代に即した人材育成を図ることができるよう産業教育設備の整備の充実を図る必要があるため、令和3年度より地方交付税措置を充実することとしている。</u>

イメージ

く技術革新等により必要な設備整備>

- ・マルチコプター
- ·卓 上型 3 Dプリンタ
- ·VR装置
- ・測量用GPS装置 など



【農業等】マルチコプター(ドローン)



【工業等】卓上型3Dプリンタ

<老朽化設備の更新>

- ・トラクター
- ・田植え機
- ・フライス盤
- 旋盤 など



【農業】トラクター



【工業】フライス盤

防災重点農業用ため池等の防災対策の強化等

- 令和2年7月豪雨をはじめ、近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、防災重点農業用ため池等の決壊等により、 人家、公共施設及び農地へ被害が発生していることから、これらの防災工事の推進及び適切な維持管理が必要
- 〇 このため、防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置を拡充するとともに、防災重点農業用ため池等を 緊急浚渫推進事業費の対象施設に追加

1. 防災重点農業用ため池等の防災対策の強化

(1) 防災重点農業用ため池の防災工事の推進

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に位置付けられた防災重点農業用ため池 について、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置
- ・ 上記対策によらずに実施する「防災重点農業用ため池緊急整備事業」(新設)について、令和3年度から令和7年度までの5年間、公共事業等債により措置(充当率90%、地方負担に対する交付税措置率を通常の20%から45%に引上げ)
- 緊急自然災害防止対策事業債の対象事業の要件を800万円未満から4,000万円未満に拡充

くため池の防災工事(イメージ)>





くため池の浚渫工事(イメージ)>

(2) 防災重点農業用ため池等の浚渫の推進

【対象事業の拡充】

令和3年度から令和6年度までの4年間、緊急浚渫推進事業費の対象施設に、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設(クリーク及び農業用ダム等)を追加(地方財政法を改正)

※ 地方団体が策定する個別計画に、人家や農地への危険度や堆積土砂率を踏まえ、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた施設に係る浚渫

【事業費】100億円(令和3年度) ※ 令和3~6年度の事業費(見込み):400億円

(参考) 緊急浚渫推進事業債

<対 象 事 業> 河川・ダム・砂防・治山・農業用ため池等 <事 業 期 間> 令和6年度まで

<地方財政措置> 充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率70% <事 業 費> 1.100億円

2. 利水ダム等の事前放流の推進

利水ダム等の事前放流に伴い、一級水系の指定区間及び二級水系を管理する都道府県が行う損失補填に要する経費についる 特別交付税措置(措置率 0.8、財政力補正なし)を講ずる

防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置(イメージ)

令和2年度まで

令和3年度以降

<国庫補助事業(3か年緊急対策分)>

国庫補助(補助率1/2等)

防災·減災·国土強靭化緊急対策事業債 又は 補正予算債 (充当率100%、交付税措置率50%)

〇 「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に位 置付けられた防災重点農業用ため池について、<u>防災・減災・</u> 国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置

国庫補助(補助率1/2等)

防災·減災·国土強靭化緊急対策事業債 又は 補正予算債 (充当率100%、交付税措置率50%)

<国庫補助事業(通常分)>

国庫補助(補助率1/2等)

公共事業等債 <mark>(充当率9</mark>0%、交付税措置率20%)

一般 財源 10%

※ 交付税措置率は地方負担分に対する割合

○ 上記対策によらずに実施する「防災重点農業用ため池緊急 整備事業」(新設)について、令和3年度から令和7年度まで の5年間、公共事業等債における地方負担に対する交付税措 置率を通常の20%から45%に引き上げて措置

国庫補助(補助率5.5/10等)

一般 公共事業等債 財源 <mark>(充当率90%、交</mark>付税措置率45%)

10%

※ 交付税措置率は地方負担分に対する割合

<地方単独事業>

緊急自然災害防止対策事業債 (充当率100%、交付税措置率70%) ○ 緊急自然災害防止対策事業債の対象事業の要件を800万 円未満から4.000万円未満に拡充

※事業費800万円以上は国庫補助事業、それ未満は地方単独事業

50

事 務 連 絡 令和3年1月22日

各都道府県財政担当課 \ 各都道府県市町村担当課 \ 御中各都道府県農政担当課 \

総務省自治財政局 調 整 課

地方債課

農林水産省農村振興局整備部 設計 課

防災重点農業用ため池の防災工事の推進について (周知)

措置を拡充することとしているので、下記のとおりお知らせします。 計画的な推進を図るため、これらの防災工事に係る地方負担について、地方財政 年法律第56号)に基づき、 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2 防災重点農業用ため池に係る防災工事の集中的かつ

いて周知いただきますようお願いします。 各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村に対しても、本事務連絡につ

쀤

1. 拡充内容

や講じる。 充当する場合、「災害関連」と位置付け、本来分に対しても50%の交付税措置 「2.対象事業」に該当する事業について、その地方負担に公共事業等債を

- 充当率:90%(本来分:50%、財源対策債分:40%)
- 地方負担に対する交付税措置率:45%(本来分:50%、財源対策債分:50%) 通常事業については、本来分への交付税措置はなし。

2. 対象事業

される事業を対象とする。 「防災重点農業用ため池緊急整備事業」(令和3年度創設予定) により実施

3. 対象期間

地方財政措置の拡充期間は、 令和3年度から令和7年度までの5年間とす

強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定) 推進に関する特別措置法附則第3項に基づく検討や、「防災・減災、 向等を踏まえ、改めて検討を行う。 その後の措置については、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の の動 田

4. その他

強靱化緊急対策事業債又は補正予算債(いずれも充当率100%、元利償還金に 対する交付税措置率50%)により措置することとしている。 災重点農業用ため池の防災工事に係る地方負担については、防災・減災・国土 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に位置付けられた防

4,000 万円未満に拡充することとしている。 いては、緊急自然災害防止対策事業債の対象事業の要件を 800 万円未満から また、地方単独事業として実施する防災重点農業用ため池の防災工事につ

(世当)

総務省自治財政局調整課 鈴木

電話:03-5253-5619

農林水産省農村振興局整備部設計課 花田 電話:03-3595-6338

農村地域防災減災事業のうち

防災重点農業用ため池緊急整備事業<公共>(新規)

【令和3年度予算概算決定額 44,909(-)百万円の内数】

<対策のポイント>

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」(ため池工事特措法)に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策・ソフト対 策を集中的かつ計画的に推進します。

<事業目標>

農地及び周辺地域の湛水被害等の防止

く事業の内容>

防災重点農業用ため池を対象として、ため池工事特措法の有効期間(令和13年 3月まで)における以下の対策を支援します。

1. ハード対策(補助率:50%等)

- ① ため池の改修、附帯施設の整備等を支援します。(総事業費4千万円以上)
- ②「大規模なもの」、「中山間地域に存在するもの」及び「緊急性が高いもの※」につ いては、補助率55%で支援します。
 - ※ 浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるもの、又は周辺区域の 居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるとして知事が特に必要と認めるもの。
- ③ ①に併せ行う堆砂対策(堆砂率がおおむね10%以上のもの、洪水時等における **緊急放流が阻害されているもの**等)を支援します。

2. ソフト対策(定額)

ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、管理・監視体制の強化等のソフト 対策について支援します。

<事業の流れ>



く事業イメージ>

















[お問い合わせ先] 農村振興局防災課(03-6744-2210)

土地改良施設の浚渫に係る危険度区分及び堆砂率基準の目安

【農業用ため池及びクリーク等】

危険度の区分

区分	内 容
a 区分	決壊・溢水した場合に、特に甚大な人的被害や農地への被害が想定される箇所 (①想定浸水区域に家屋や公共施設、避難路や拠点施設等が存在すること、かつ ②防災受益面積が10ha以上あること)
b 区分	決壊・溢水した場合に甚大な被害が想定される箇所 (①想定浸水区域に家屋や公共施設等が存在すること、かつ ②防災受益面積が5ha以上あること)
c区分	a,b区分以外の箇所

- ※ 施設ごと(又は施設のまとまりごと)に危険度の区分を設定
- ※ 防災受益面積とは、洪水や農業用ため池の決壊等によって農地や農業用施設等が流出し、 浸水、湛水による農作物被害を受ける地域(直接被害)と、農業用施設が被害を受け、取 水不能となることにより農作物被害を受ける地域(間接被害)の合計面積

堆砂率の基準

阻害状況	危険度の区分※1			
(堆砂率)	a 区分	b 区分	с 🛭	区分
堆積なし	経過観察	経過観察	経過	観察
10%未満	優先	状態監視 【注意】	経過	観察
10~20%未満	重点	優先	状態 【注	監視 意】
20%以上又は 危険な状態 ^{※2}	重点	重点	優先※3	状態監視 【注意】

- ※1「重点」:2か年程度で対策実施、 「優先」:4か年程度で対策実施、
 - 「状態監視【注意】」:構造物周辺の対策など
- ※2 危険な状態とは、堤防により構成される施設(農業用ため池)において、取水施設の底樋管頂以上の堆砂により緊急放流ができない状態
- ※3 c区分は、危険な状態の場合のみ「優先」

【農業用ダム(農地防災ダム及びかんがい用ダム)】

堆砂率の基準

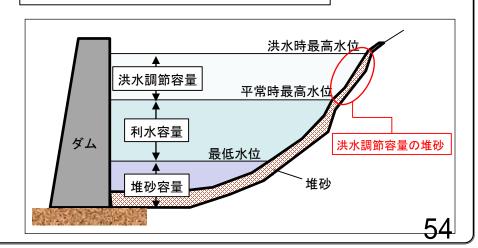
洪水調節容量又は洪水調節可能容量の3%*を上回る土砂が堆積している状況

※ 現行、緊急浚渫推進事業債の対象とされている河川管理施設であるダムと同様の基準

【参考】農地防災ダムとかんがい用ダムの比較

	農地防災ダム	かんがい用ダム	
対象	すべての農地防災ダム	治水協定を締結したかんがい 用ダム	
堆砂率の基準	<u>洪水調節容量</u> の3%を上回る 堆砂	<u>洪水調節可能容量</u> の3%を上 回る堆砂	

(参考) 農地防災ダムにおける堆砂の概念図



事前放流に伴う損失補填制度の拡充

	河川管理者	ダムの管理者の区分	支援内容と国の負担		
	国上去海小	直轄・水資源機構 が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 国が補填(国10/10)		
47	国土交通省 	利水者 が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 国が補填(国10/10)		
一級 水系 	国土交通省 (指定区間の管理を 都道府県が実施)	利水者 が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 国が補填(国10/10)		
		都道府県 が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 都道府県が補填 (地方10/10、従来は国の支援無し) →特別交付税(0.8) 【拡充】		
二級	都道府県 が管理するダム		代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 都道府県が補填 (地方10/10、従来は国の支援無し) →特別交付税(0.8) 【拡充】		
水系	都道府県	都道府県 が管理するダム	代替発電費用や給水出動費用等の増額分を 都道府県が補填 (地方10/10、従来は国の支援無し) →特別交付税(0.8) 【拡充】		

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた経済構造の転換と地域における民需主導の好循環を実現し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額する(あわせて地方における感染拡大に臨機応変に対応できるよう即時対応分を新設)。

- 1. 補正予算計上額 1.5 兆円 (うち 地方単独分 1.0兆円、即時対応分 0.2兆円)
- 2. 所管 内閣府(地方創生推進室) ただし、各府省に移し替えて執行

3. 交付対象等

- (1)交付対象 :実施計画を策定する地方公共団体(都道府県・市町村)
- (2) 交付方法 : コロナ対応にかかる国庫補助事業の地方負担と地方単独事業のそれぞれの所要 経費に対し、交付限度額(※)を上限として交付金を交付。
 - ※ 交付限度額の算定の考え方は今後公表。

即時対応分は、営業時間短縮要請等に係る協力金等の支払に対して交付。

4. 使途

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する以下のような取組に充当。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応
- ・ ポストコロナに向けた経済構造の転換・地域における民需主導の好循環の実現に向けた対応

地方創生臨時交付金に係る事務連絡等

<u>第1次・第2次補正の臨時交付金(国庫補助事業等の地方負担分)の今後の進め方</u> (①)

	地方負担額調査の 地方回答期限	同調査の確認事項の 地方回答期限
11月末までに交付決定の国庫補助事業 等分(様式1-1)	1月14日	1月22日 (様式1-1確定)
12月末までに交付決定等の国庫補助事業等分(様式1-2)	1月26日	2月4日頃 (様式1-2確定)
様式1-1と様式1-2の合計(様式2)	1月26日	2月4日頃



最終確認後 2月上旬に 交付限度額通知

1~3月に交付決定の国庫補助事業等分

地方負担額を別途調査。当該臨時交付金については、本省繰越を行なうことを含めて検討中。

(2)

法定率事業分に係る執行上の取扱 (③)

- ・2月上旬の交付限度額通知(第1次・第2次補正分)をする際に、その内訳として法定率事業分に係る額を明示して通知予定。
- ・第3次提出用の実施計画の様式に、<u>第1次・第2次補正分の法定率事業分の交付限度額と、そのうち本省</u> 繰越を希望する額を記入する欄があるので、本省繰越を希望する場合は、当該欄に記入。
- ※ 詳細については、下記事務連絡や各都道府県に送付している確認依頼メール等を参照。
 - ① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額算定に係る地方負担額等の調査について(令和2年12月23日内閣府地方創生推進室、 総務省自治財政局調整課事務連絡)(様式1-1、様式1-2、様式2)
 - ② 令和2年度補正予算(第1号、第2号)に計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち国庫補助事業等の地方負担分の執行上の 取扱について(令和3年1月7日内閣府地方創生推進室事務連絡)
 - ③ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る実施計画の第三次提出等について(令和3年1月20日内閣府地方創生推進室事務連絡)